第３章　推進体制等

1.1　本ナビの策定

1　推進体制

本ナビは、県、市町村教育委員会、県教育委員会、学校教育及び社会教育関係者、県民、事業者、ＮＰＯ、学識経験者から構成された「和歌山県環境教育等推進協議会」の３回の意見交換会を踏まえて原案を作成し、パブリックコメントにより広く県民の皆様の意見を募った上で、平成２６年６月に初版を策定しました。

和歌山県環境教育等推進協議会（意見交換会）名簿（平成２６年、五十音順、敬称略）

氏　名	役職名等
上野　浩文	近畿環境パートナーシップオフィス（きんき環境館） 事業統括クリエイティブプロデューサー
浦　　啓	海南市立下津第二中学校　校長
重栖　隆	ＮＰＯわかやま環境ネットワーク　代表理事 和歌山県地球温暖化防止活動推進センター長
竹田　茉耶	一般財団法人和歌山社会経済研究所　研究員
妻鳥　正樹	花王株式会社　花王エコラボミュージアム館長
中島　敦司	和歌山大学システム工学部環境システム学科　教授
仁藤　伸昌	近畿大学生物理工学部　地域交流センター長
熱川　恒弘	和歌山県立向陽中学校・高等学校　校長
橋戸　常年	紀美野町教育委員会教育長
原　一起	和歌山県都市教育長協議会代表、和歌山市教育委員会教育長
原見　浩樹	有限会社原見林業
平嶋　健太郎	和歌山県立自然博物館　学芸員
松本　朱実	動物教材研究所ｐｏｃｋｅｔ　所長 和歌山県環境学習アドバイザー、環境省環境カウンセラー
宮本　茂	和歌山市立有功東小学校　校長
池田　尚弘	和歌山県教育委員会　生涯学習課長
田村　光穂	和歌山県教育委員会　学校指導課長
内藤　景一朗	和歌山県環境生活総務課長

1.2　県の施策

県では、本ナビを踏まえて、次の３つの取組を柱として環境学習・環境保全活動を推進します。

① 情報の提供

環境学習や環境保全活動を推進するためには、関連する情報が県民に分かりやすく提供されることが必要です。このため、県では、必要な情報をまとめた本ナビを策定し、内容を定期的に更新して、県ホームページに更新します。

② 人材・教材の整備と活用

環境学習や環境保全活動を推進するためには、こうした取組を担い支援する人材や教材を整備、活用することが有効です。このため、県では、こうした人材や教材の整備、活用に取り組みます。

③ 機会の提供

環境学習や環境保全活動を推進するためには、こうした取組の機会・きっかけの場があることが重要です。このため、県では、こうした機会・きっかけの場を引き続き提供していきます。

1.3　本ナビ及び実施状況の公表

本ナビについては、県ホームページで公表します。

本ナビに記載した具体的な取組等に関する情報については、随時変更が生じることが想定されるため、毎年情報を更新し、県ホームページで情報提供します。

また、県の施策の実施状況については、毎年、和歌山県環境白書及び県ホームページで公表します。

「和歌山県環境白書」ホームページ
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/envplan/hakusho.html

2　関係する制度等

2.1　自然体験等の機会の場の認定

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第２０条に「体験の機会の場の認定」が規定されました。

この制度は、自然体験活動その他の体験活動を通じて、環境の保全についての理解と関心を深めるため、土地又は建物の所有者等が、土地又は建物を自然活動等の体験の場として提供し、一定の基準を満たす場合に、知事の認定を受けることができる制度です。

県ではこの制度の適切な運用を推進していきます。

2.2　協働取組推進のための協定制度の導入

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第２１条の４に「地方公共団体及び民間団体等の協働取組を推進するための協定制度の導入」が規定されました。

この制度は、行政やＮＰＯ、企業など、地域の多様な主体同士が関わりをもち、今ある施設や人材などの資源を活用し、地域に根ざした取組を推進するよう促すものです。

県ではこの制度の適切な運用を推進していきます。

2.3　各種認定、登録などの相談窓口

上記法律による体験の機会の場の認定制度、協働取組のための協定制度を活用しようとする場合をはじめ、自治体・企業・NPO 等多様な主体間の協働について相談をするための環境省所管の窓口（近畿）として、近畿環境パートナーシップオフィス（きんき環境館）が設置されています。

【問い合わせ先】近畿環境パートナーシップオフィス(きんき環境館)

〒540-6591　大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM ビル 5F　TEL:06-6940-2001
FAX:06-6940-2022　URL: http://www.kankyokan.jp/